

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社トーヨーワーク(以下、会社という)と従業員代表とは、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で別紙「業務の種類」に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、勤務地手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給(賞与を含む)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

(1)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(別添2)とし、「令和4年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「(別添1)を用いる場合は別表1に理由を記載する。

(2)通勤手当については、基本給(賞与を含む)とは分離し、第6条のとおりとする。

(3)地域指数については、派遣先事業所所在地が三重県、京都府、大阪府の場合は、その府県内の複数の市町村になることから、通達別添3に定める三重、京都、大阪の指数を用いるものとする。

また、派遣先事業所所在地が奈良県の場合は、特定の限定された市町村になることからその市町村を管轄するハローワーク奈良、大和高田、桜井、下市、大和郡山の指数を使用するものとする。

第4条 対象従業員の基本給(賞与を含む)は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2)別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする

A: 20年

B: 10年

C: 0年

(3)毎年改定される局長通達による「一般賃金」の額に基づき、本別表2の「基本給額」が前年度の「基本給額」より低額に改訂された場合でも、「一般賃金」の改定を理由とした個々の派遣労働者の基本給額を令和5年度の「基本給額」より減額した改訂は行わない。

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、基本給と分離して法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、派遣社員通勤手当規定に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩又は自転車により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用する最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1)通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2)退職時の勤続年数ごと(5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年)の支給月数:「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、派遣社員の退職手当制度を開始した令和2年3月31日以前の勤続年数の取扱いについては、0年とする。

(1)退職手当の受給に必要な最低勤続年数は、5年とする。

(第7条(1)の最低勤続年数3年に比して長い理由:正社員は派遣労働者と業務内容が異なり、且つ正社員は「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」が広い為に、最低勤続年数を3年としている。一方、派遣労働者には「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」を狭くしか担わせていないので、処遇における均衡を図るため、最低勤続年数を5年としている。)

(2)別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 評価については期初に個別目標を設定し、1年ごとに派遣先での評価を踏まえ個別面談を実施し、目標の達成度、仕事への取り組み姿勢などを確認することで行い、その評価の結果に基づき第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される社員就業規則第18条、第29条、第48条から第50条の規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして派遣従業員就業規則27条から29条、32条、41条、無期雇用派遣従業員就業規則27条から29条、32条、39条の規定を適用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア支援制度の体系」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

尚、本協定は、契約締結日にかかわらず、令和6年4月1日より遡及的に効力を有するものとする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年 3月31日

株式会社トヨーワーク
代表取締役社長 豊原 章



株式会社トヨーワーク
従業員代表 吉田 真由美



業務の種類
1391 飲食物調理従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1391 飲食物調理従事者	その理由 別添2の調理人見習では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			988 (1,017)	1,137	1,247	1,266	1,333	1,452	1,809	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,030	1,185	1,300	1,320	1,389	1,513	1,885
		大和高田計	103.1%	1,019	1,173	1,286	1,306	1,375	1,498	1,866
		桜井計	98.8%	977	1,124	1,233	1,251	1,318	1,435	1,788
		下市計	97.9%	968	1,114	1,221	1,240	1,306	1,422	1,772
		大和郡山計	99.5%	984	1,132	1,241	1,260	1,327	1,445	1,800

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1391 飲食物調理従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,885	○	1,885	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,513	○	1,513	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,030	○	1,030	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,866	○	1,866	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,498	○	1,498	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,019	○	1,019	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,788	○	1,788	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,435	○	1,435	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	977	○	977	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,772	○	1,772	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,422	○	1,422	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	968	○	968	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,800	○	1,800	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,445	○	1,445	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	984	○	984	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1403 飲食物給仕従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1403 飲食物給仕従事者	その理由 別添2の接客・給仕の職業では派遣料 金が高くなり雇用を維持・確保できない 為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,031 (-)	1,187	1,301	1,321	1,391	1,516	1,888	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,075	1,237	1,356	1,377	1,450	1,580	1,968
		大和高田計	103.1%	1,063	1,224	1,342	1,362	1,435	1,563	1,947
		桜井計	98.8%	1,019	1,173	1,286	1,306	1,375	1,498	1,866
		下市計	97.9%	1,010	1,163	1,274	1,294	1,362	1,485	1,849
		大和郡山計	99.5%	1,026	1,182	1,295	1,315	1,385	1,509	1,879

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1403 飲食物給仕従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,968	○	1,968	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,075	○	1,075	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,947	○	1,947	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,563	○	1,563	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,063	○	1,063	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,866	○	1,866	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,498	○	1,498	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,019	○	1,019	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,849	○	1,849	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,485	○	1,485	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,010	○	1,010	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,879	○	1,879	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,509	○	1,509	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,026	○	1,026	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1493金属工作機械作業従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1493金属工作機械作業従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,120 (-)	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,168	1,344	1,473	1,496	1,575	1,716	2,138
		大和高田計	103.1%	1,155	1,329	1,457	1,480	1,558	1,698	2,115
		桜井計	98.8%	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027
		下市計	97.9%	1,097	1,262	1,384	1,405	1,480	1,612	2,008
		大和郡山計	99.5%	1,115	1,283	1,406	1,428	1,504	1,638	2,041

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1493金属工作機械作業従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,138	○	2,138	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,716	○	1,716	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,168	○	1,168	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,115	○	2,115	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,698	○	1,698	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,155	○	1,155	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,027	○	2,027	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,627	○	1,627	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,008	○	2,008	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,097	○	1,097	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,638	○	1,638	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,115	○	1,115	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類

1499その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1499その他の製品製造・加工処理従	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣 料金が高くなり雇用を維持・確保できな い為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			998 (1,028)	1,149	1,259	1,278	1,346	1,467	1,827	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,040	1,198	1,312	1,332	1,403	1,529	1,904
		大和高田計	103.1%	1,029	1,185	1,299	1,318	1,388	1,513	1,884
		桜井計	98.8%	987	1,136	1,244	1,263	1,330	1,450	1,806
		下市計	97.9%	978	1,125	1,233	1,252	1,318	1,437	1,789
		大和郡山計	99.5%	994	1,144	1,253	1,272	1,340	1,460	1,818

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1499その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,904	○	1,904	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,529	○	1,529	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,040	○	1,040	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,884	○	1,884	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,513	○	1,513	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,029	○	1,029	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,806	○	1,806	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,450	○	1,450	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	987	○	987	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,789	○	1,789	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,437	○	1,437	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	978	○	978	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,818	○	1,818	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,460	○	1,460	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	994	○	994	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1506木・紙製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1506木・紙製品製造従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2のパルプ・紙・紙製品製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,030 (1,040)	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,074	1,236	1,355	1,375	1,448	1,578	1,966
		大和高田計	103.1%	1,062	1,223	1,341	1,360	1,433	1,561	1,945
		桜井計	98.8%	1,018	1,172	1,285	1,304	1,373	1,496	1,864
		下市計	97.9%	1,009	1,162	1,273	1,292	1,360	1,483	1,847
		大和郡山計	99.5%	1,025	1,181	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1506木・紙製品製造従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,966	○	1,966	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,074	○	1,074	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,945	○	1,945	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,062	○	1,062	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,864	○	1,864	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,496	○	1,496	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,018	○	1,018	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,847	○	1,847	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,483	○	1,483	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,009	○	1,009	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,877	○	1,877	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,507	○	1,507	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,025	○	1,025	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1507印刷・製本従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1507印刷・製本従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				960 (1,013)	1,105	1,212	1,230	1,295	1,411	1,758
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,001	1,152	1,263	1,282	1,350	1,471	1,832
		大和高田計	103.1%	990	1,140	1,250	1,269	1,336	1,455	1,813
		桜井計	98.8%	949	1,092	1,198	1,216	1,280	1,395	1,737
		下市計	97.9%	940	1,082	1,187	1,205	1,269	1,382	1,722
		大和郡山計	99.5%	956	1,100	1,206	1,224	1,289	1,404	1,750

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1507印刷・製本従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,832	○	1,832	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,471	○	1,471	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,001	○	1,001	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,813	○	1,813	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,455	○	1,455	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	990	○	990	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,737	○	1,737	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,395	○	1,395	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	949	○	949	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,722	○	1,722	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,382	○	1,382	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	940	○	940	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,750	○	1,750	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,404	○	1,404	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	956	○	956	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	その理由 別添2のプラスチック製品製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,072 (-)	1,234	1,353	1,373	1,446	1,576	1,963	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,118	1,286	1,410	1,431	1,507	1,643	2,046
		大和高田計	103.1%	1,106	1,273	1,395	1,416	1,491	1,625	2,024
		桜井計	98.8%	1,060	1,220	1,337	1,357	1,429	1,558	1,940
		下市計	97.9%	1,050	1,209	1,325	1,345	1,416	1,543	1,922
		大和郡山計	99.5%	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,569	1,954

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,643	○	1,643	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,118	○	1,118	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,024	○	2,024	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,625	○	1,625	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,106	○	1,106	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,940	○	1,940	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,558	○	1,558	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,060	○	1,060	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,922	○	1,922	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,543	○	1,543	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,050	○	1,050	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,067	○	1,067	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1509その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1509その他の製品製造・加工処理従事者	その理由 別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,001 (1,104)	1,152	1,263	1,282	1,350	1,471	1,833	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,001	1,201	1,317	1,336	1,407	1,533	1,910
		大和高田計	103.1%	1,033	1,188	1,303	1,322	1,392	1,517	1,890
		桜井計	98.8%	989	1,139	1,248	1,267	1,334	1,454	1,812
		下市計	97.9%	980	1,128	1,237	1,256	1,322	1,441	1,795
		大和郡山計	99.5%	996	1,147	1,257	1,276	1,344	1,464	1,824

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1509その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,910	○	1,910	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,533	○	1,533	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,001	○	1,001	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,890	○	1,890	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,517	○	1,517	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,033	○	1,033	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,812	○	1,812	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,454	○	1,454	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	989	○	989	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,795	○	1,795	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,441	○	1,441	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	980	○	980	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,824	○	1,824	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,464	○	1,464	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	996	○	996	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1512電気機械器具組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1512電気機械器具組立従事者	その理由 別添2の電気機械組立工では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			948 (989)	1,091	1,196	1,214	1,279	1,394	1,736	
2	地域調整	奈良計	104.2%	988	1,137	1,247	1,265	1,333	1,453	1,809
		大和高田計	103.1%	978	1,125	1,234	1,252	1,319	1,438	1,790
		桜井計	98.8%	937	1,078	1,182	1,200	1,264	1,378	1,716
		下市計	97.9%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	99.5%	944	1,086	1,191	1,208	1,273	1,388	1,728

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1512電気機械器具組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,809	○	1,809	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,453	○	1,453	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	988	○	988	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,790	○	1,790	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,438	○	1,438	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	978	○	978	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,716	○	1,716	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,378	○	1,378	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	937	○	937	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,728	○	1,728	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,388	○	1,388	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	944	○	944	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1514その他の機械組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1514その他の機械組立従事者	その理由 別添2のその他の機械組立の職業では 派遣料金が高くなり雇用を維持・確保で きない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
2	地域調整	大阪	108.4%	1,144	1,316	1,443	1,465	1,543	1,682	2,095
		奈良計	104.2%	1,100	1,265	1,387	1,408	1,483	1,617	2,014
		大和高田計	103.1%	1,088	1,252	1,373	1,393	1,468	1,600	1,992
		桜井計	98.8%	1,043	1,200	1,316	1,335	1,406	1,533	1,909
		下市計	97.9%	1,033	1,189	1,304	1,323	1,394	1,519	1,892
		大和郡山計	99.5%	1,050	1,208	1,325	1,345	1,416	1,544	1,923

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1514その他の機械組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,682	○	1,682	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,144	○	1,144	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,014	○	2,014	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,617	○	1,617	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,100	○	1,100	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,992	○	1,992	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,600	○	1,600	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,088	○	1,088	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,909	○	1,909	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,533	○	1,533	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,043	○	1,043	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,892	○	1,892	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,519	○	1,519	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,033	○	1,033	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,923	○	1,923	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,544	○	1,544	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,050	○	1,050	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1561製品検査従事者(金属)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1561製品検査従事者(金属)	その理由 別添2の電気機械組立工では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,002 (1,082)	1,153	1,265	1,284	1,352	1,473	1,835	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,045	1,202	1,319	1,338	1,409	1,535	1,913
		大和高田計	103.1%	1,034	1,189	1,305	1,324	1,394	1,519	1,892
		桜井計	98.8%	990	1,140	1,250	1,269	1,336	1,456	1,813
		下市計	97.9%	981	1,129	1,239	1,258	1,324	1,443	1,797
		大和郡山計	99.5%	997	1,148	1,259	1,278	1,346	1,466	1,826

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1561製品検査従事者(金属))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,045	○	1,045	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,892	○	1,892	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,519	○	1,519	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,034	○	1,034	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,813	○	1,813	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,456	○	1,456	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	990	○	990	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,797	○	1,797	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,443	○	1,443	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	981	○	981	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,826	○	1,826	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,466	○	1,466	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	997	○	997	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1711ビル・建物清掃員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1に定める 1711ビル・建物清掃員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年		
		別添2のビル・建物清掃員では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	939 (-)	1,081	1,185	1,203	1,267	1,380	1,719	
2	地域調整	奈良計	104.2%	979	1,127	1,235	1,254	1,321	1,438	1,792
		大和高田計	103.1%	969	1,115	1,222	1,241	1,307	1,423	1,773
		桜井計	98.8%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		下市計	97.9%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	99.5%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1711ビル・建物清掃員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,438	○	1,438	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	979	○	979	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,773	○	1,773	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,423	○	1,423	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	969	○	969	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1721包装従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1721包装従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年		
		別添2の製品包装作業員では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為	1,081 (-)	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
2	地域調整	三重	99.1%	1,072	1,233	1,352	1,373	1,445	1,575	1,962
		奈良計	104.2%	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,656	2,063
		大和高田計	103.1%	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,041
		桜井計	98.8%	1,069	1,230	1,348	1,369	1,441	1,570	1,956
		下市計	97.9%	1,059	1,218	1,336	1,356	1,428	1,556	1,938
		大和郡山計	99.5%	1,076	1,238	1,358	1,379	1,451	1,582	1,970

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1721包装従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
三重	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,962	○	1,962	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,575	○	1,575	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,072	○	1,072	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,063	○	2,063	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,127	○	1,127	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,639	○	1,639	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,115	○	1,115	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,956	○	1,956	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,570	○	1,570	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,069	○	1,069	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,938	○	1,938	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,556	○	1,556	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,059	○	1,059	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,970	○	1,970	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,582	○	1,582	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,076	○	1,076	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
257総合事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 257総合事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,054 (-)	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,099	1,264	1,386	1,407	1,482	1,615	2,012
		大和高田計	103.1%	1,087	1,251	1,372	1,392	1,467	1,598	1,990
		桜井計	98.8%	1,042	1,199	1,315	1,334	1,405	1,531	1,907
		下市計	97.9%	1,032	1,188	1,303	1,322	1,393	1,517	1,890
		大和郡山計	99.5%	1,049	1,207	1,324	1,344	1,415	1,542	1,921

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (257総合事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,012	○	2,012	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,615	○	1,615	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,099	○	1,099	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,990	○	1,990	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,598	○	1,598	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,087	○	1,087	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,907	○	1,907	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,531	○	1,531	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,042	○	1,042	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,890	○	1,890	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,517	○	1,517	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,032	○	1,032	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,921	○	1,921	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,542	○	1,542	10年
	C	書類作成、ファイリング、データ入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,049	○	1,049	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
258医療・介護事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 258医療・介護事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,008 (-)	1,160	1,272	1,291	1,360	1,482	1,846	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,051	1,209	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924
		大和高田計	103.1%	1,040	1,196	1,312	1,332	1,403	1,528	1,904
		桜井計	98.8%	996	1,147	1,257	1,276	1,344	1,465	1,824
		下市計	97.9%	987	1,136	1,246	1,264	1,332	1,451	1,808
		大和郡山計	99.5%	1,003	1,155	1,266	1,285	1,354	1,475	1,837

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (258医療・介護事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,545	○	1,545	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,051	○	1,051	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,904	○	1,904	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,528	○	1,528	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,040	○	1,040	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,824	○	1,824	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,465	○	1,465	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	996	○	996	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,808	○	1,808	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,451	○	1,451	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	987	○	987	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,837	○	1,837	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,475	○	1,475	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,003	○	1,003	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
261現金出納事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 261現金出納事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,088 (1,095)	1年 1,252	2年 1,373	3年 1,394	5年 1,468	10年 1,599	20年 1,992	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,134	1,305	1,431	1,453	1,530	1,667	2,076
		大和高田計	103.1%	1,122	1,291	1,416	1,438	1,514	1,649	2,054
		桜井計	98.8%	1,075	1,237	1,357	1,378	1,451	1,580	1,969
		下市計	97.9%	1,066	1,226	1,345	1,365	1,438	1,566	1,951
		大和郡山計	99.5%	1,083	1,246	1,367	1,388	1,461	1,592	1,983

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (261現金出納事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,076	○	2,076	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,667	○	1,667	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,134	○	1,134	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,649	○	1,649	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,122	○	1,122	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,969	○	1,969	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,075	○	1,075	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,951	○	1,951	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,066	○	1,066	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,592	○	1,592	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、給与計算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,083	○	1,083	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 263経理事務員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,174 (-)	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,224	1,408	1,545	1,568	1,651	1,799	2,241
		大和高田計	103.1%	1,211	1,393	1,528	1,551	1,634	1,780	2,217
		桜井計	98.8%	1,160	1,335	1,465	1,486	1,565	1,706	2,125
		下市計	97.9%	1,150	1,323	1,451	1,473	1,551	1,690	2,105
		大和郡山計	99.5%	1,169	1,345	1,475	1,497	1,577	1,718	2,140

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (263経理事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,241	○	2,241	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,799	○	1,799	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,224	○	1,224	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,217	○	2,217	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,780	○	1,780	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,211	○	1,211	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,125	○	2,125	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,706	○	1,706	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,160	○	1,160	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,105	○	2,105	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,690	○	1,690	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,150	○	1,150	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,140	○	2,140	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,718	○	1,718	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,169	○	1,169	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
312データ入力係員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 312データ入力係員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,090 (-)	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080
		大和高田計	103.1%	1,124	1,294	1,419	1,440	1,516	1,652	2,058
		桜井計	98.8%	1,077	1,240	1,360	1,380	1,453	1,583	1,973
		下市計	97.9%	1,068	1,229	1,348	1,367	1,440	1,569	1,955
		大和郡山計	99.5%	1,085	1,249	1,370	1,390	1,463	1,594	1,987

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (312データ入力係員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,080	○	2,080	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,670	○	1,670	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,136	○	1,136	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,058	○	2,058	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,652	○	1,652	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,124	○	1,124	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,973	○	1,973	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,583	○	1,583	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,077	○	1,077	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,955	○	1,955	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,068	○	1,068	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,987	○	1,987	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,594	○	1,594	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,085	○	1,085	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
371看護助手

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	別添2に定める 371看護助手	比較対象の職種		その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年				
						963 (-)	1,108	1,215	1,234	1,299	1,416	1,763
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,004	1,155	1,267	1,286	1,354	1,476	1,838		
		大和高田計	103.1%	993	1,143	1,253	1,273	1,340	1,460	1,818		
		桜井計	98.8%	952	1,095	1,201	1,220	1,284	1,400	1,742		
		下市計	97.9%	943	1,085	1,190	1,209	1,272	1,387	1,726		
		大和郡山計	99.5%	959	1,103	1,209	1,228	1,293	1,409	1,755		

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (371看護助手)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,838	○	1,838	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,476	○	1,476	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,004	○	1,004	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,818	○	1,818	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,460	○	1,460	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	993	○	993	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,742	○	1,742	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,400	○	1,400	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	952	○	952	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,726	○	1,726	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,387	○	1,387	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	943	○	943	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,755	○	1,755	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,409	○	1,409	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	959	○	959	0年

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
501化学製品生産設備

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 501化学製品生産設備	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,124 (-)	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,172	1,349	1,478	1,501	1,580	1,722	2,145
		大和高田計	103.1%	1,159	1,335	1,462	1,485	1,563	1,704	2,122
		桜井計	98.8%	1,111	1,279	1,401	1,423	1,498	1,633	2,034
		下市計	97.9%	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,015
		大和郡山計	99.5%	1,119	1,288	1,411	1,433	1,509	1,644	2,048

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (501化学製品生産設備)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,145	○	2,145	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,722	○	1,722	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,172	○	1,172	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,122	○	2,122	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,704	○	1,704	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,159	○	1,159	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,111	○	1,111	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,618	○	1,618	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,101	○	1,101	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,644	○	1,644	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,119	○	1,119	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 536金属製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,103 (-)	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,150	1,324	1,451	1,473	1,551	1,690	2,105
		大和高田計	103.1%	1,138	1,310	1,436	1,457	1,535	1,672	2,083
		桜井計	98.8%	1,090	1,255	1,376	1,397	1,471	1,602	1,996
		下市計	97.9%	1,080	1,244	1,363	1,384	1,457	1,587	1,978
		大和郡山計	99.5%	1,098	1,264	1,386	1,406	1,481	1,613	2,010

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (536金属製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,105	○	2,105	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,690	○	1,690	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,150	○	1,150	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,083	○	2,083	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,672	○	1,672	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,138	○	1,138	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,996	○	1,996	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,090	○	1,090	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,978	○	1,978	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,587	○	1,587	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,080	○	1,080	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,010	○	2,010	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,613	○	1,613	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,098	○	1,098	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
541化学製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 541化学製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,100 (-)	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,147	1,320	1,447	1,469	1,547	1,685	2,099
		大和高田計	103.1%	1,135	1,306	1,432	1,453	1,531	1,668	2,077
		桜井計	98.8%	1,087	1,251	1,372	1,393	1,467	1,598	1,990
		下市計	97.9%	1,077	1,240	1,359	1,380	1,453	1,584	1,972
		大和郡山計	99.5%	1,095	1,260	1,382	1,402	1,477	1,609	2,004

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (541化学製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,099	○	2,099	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,685	○	1,685	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,147	○	1,147	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,077	○	2,077	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,135	○	1,135	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,990	○	1,990	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,598	○	1,598	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,087	○	1,087	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,972	○	1,972	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,584	○	1,584	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,077	○	1,077	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,004	○	2,004	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ソフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,095	○	1,095	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
542窯業・土石製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 542窯業・土石製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,116 (-)	1年 1,285	2年 1,408	3年 1,430	5年 1,505	10年 1,641	20年 2,043	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,163	1,339	1,468	1,491	1,569	1,710	2,129
		大和高田計	103.1%	1,151	1,325	1,452	1,475	1,552	1,692	2,107
		桜井計	98.8%	1,103	1,270	1,392	1,413	1,487	1,622	2,019
		下市計	97.9%	1,093	1,259	1,379	1,400	1,474	1,607	2,001
		大和郡山計	99.5%	1,111	1,279	1,401	1,423	1,498	1,633	2,033

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (542窯業・土石製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,129	○	2,129	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,710	○	1,710	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,163	○	1,163	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,107	○	2,107	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,692	○	1,692	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,151	○	1,151	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,019	○	2,019	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,103	○	1,103	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,093	○	1,093	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,033	○	2,033	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,111	○	1,111	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1()は基準値0年の最大値

業務の種類
543精穀・製粉製造工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 543精穀・製粉製造工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,066 (-)	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	
2	地域調整	京都	101.6%	1,084	1,247	1,367	1,388	1,462	1,593	1,984
		奈良計	104.2%	1,111	1,279	1,402	1,424	1,499	1,633	2,034
		大和高田計	103.1%	1,100	1,266	1,387	1,409	1,483	1,616	2,013
		桜井計	98.8%	1,054	1,213	1,329	1,350	1,421	1,549	1,929
		下市計	97.9%	1,044	1,202	1,317	1,338	1,408	1,535	1,912
		大和郡山計	99.5%	1,061	1,221	1,339	1,360	1,431	1,560	1,943

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (543精穀・製粉製造工等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,984	○	1,984	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,593	○	1,593	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,084	○	1,084	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,111	○	1,111	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,013	○	2,013	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,100	○	1,100	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,929	○	1,929	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,549	○	1,549	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,054	○	1,054	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,912	○	1,912	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,044	○	1,044	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,061	○	1,061	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
544めん類製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 544めん類製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,051 (-)	1,210	1,326	1,346	1,418	1,545	1,924	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,096	1,261	1,382	1,403	1,478	1,610	2,005
		大和高田計	103.1%	1,084	1,248	1,368	1,388	1,462	1,593	1,984
		桜井計	98.8%	1,039	1,196	1,311	1,330	1,401	1,527	1,901
		下市計	97.9%	1,029	1,185	1,299	1,318	1,389	1,513	1,884
		大和郡山計	99.5%	1,046	1,204	1,320	1,340	1,411	1,538	1,915

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (544めん類製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,005	○	2,005	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,610	○	1,610	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,096	○	1,096	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,984	○	1,984	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,593	○	1,593	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,084	○	1,084	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,901	○	1,901	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,527	○	1,527	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,039	○	1,039	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,884	○	1,884	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,513	○	1,513	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,029	○	1,029	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,915	○	1,915	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,538	○	1,538	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,046	○	1,046	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 545パン・菓子製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,073 (-)	1,235	1,354	1,375	1,447	1,577	1,965	
2	地域調整	大阪	108.4%	1,164	1,339	1,468	1,491	1,569	1,710	2,131
		奈良計	104.2%	1,119	1,287	1,411	1,433	1,508	1,644	2,048
		大和高田計	103.1%	1,107	1,274	1,396	1,418	1,492	1,626	2,026
		桜井計	98.8%	1,061	1,221	1,338	1,359	1,430	1,559	1,942
		下市計	97.9%	1,051	1,210	1,326	1,347	1,417	1,544	1,924
		大和郡山計	99.5%	1,068	1,229	1,348	1,369	1,440	1,570	1,956

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (545パン・菓子製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,131	○	2,131	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,710	○	1,710	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,164	○	1,164	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,644	○	1,644	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,119	○	1,119	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,026	○	2,026	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,626	○	1,626	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,942	○	1,942	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,559	○	1,559	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,061	○	1,061	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,544	○	1,544	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,051	○	1,051	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,956	○	1,956	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,570	○	1,570	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,068	○	1,068	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
548 乳・乳製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 548 乳・乳製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,032 (-)	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890
2	地域調整	大阪	108.4%	1,119	1,288	1,412	1,434	1,509	1,645	2,049
		奈良計	104.2%	1,076	1,238	1,357	1,378	1,451	1,581	1,970
		大和高田計	103.1%	1,064	1,225	1,343	1,363	1,436	1,565	1,949
		桜井計	98.8%	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868
		下市計	97.9%	1,011	1,164	1,275	1,295	1,363	1,486	1,851
		大和郡山計	99.5%	1,027	1,183	1,296	1,316	1,386	1,510	1,881

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 548 乳・乳製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,049	○	2,049	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,645	○	1,645	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,119	○	1,119	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,970	○	1,970	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,581	○	1,581	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,076	○	1,076	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,949	○	1,949	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,565	○	1,565	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,064	○	1,064	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,868	○	1,868	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,499	○	1,499	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,020	○	1,020	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,851	○	1,851	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,486	○	1,486	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,011	○	1,011	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,881	○	1,881	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,510	○	1,510	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,027	○	1,027	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
553保存食品製造工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 553保存食品製造工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,035 (-)	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895	
2	地域調整	京都	101.6%	1,052	1,211	1,327	1,348	1,419	1,546	1,926
		奈良計	104.2%	1,079	1,242	1,361	1,382	1,455	1,585	1,975
		大和高田計	103.1%	1,068	1,228	1,347	1,368	1,440	1,569	1,954
		桜井計	98.8%	1,023	1,177	1,291	1,311	1,380	1,503	1,873
		下市計	97.9%	1,014	1,166	1,279	1,299	1,367	1,490	1,856
		大和郡山計	99.5%	1,030	1,186	1,300	1,320	1,390	1,514	1,886

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (553保存食品製造工等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,926	○	1,926	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,546	○	1,546	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,052	○	1,052	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,975	○	1,975	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,079	○	1,079	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,569	○	1,569	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,068	○	1,068	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,873	○	1,873	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,503	○	1,503	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,023	○	1,023	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,856	○	1,856	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,490	○	1,490	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,014	○	1,014	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,886	○	1,886	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,514	○	1,514	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,030	○	1,030	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
557紡織工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 557紡織工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,022 (-)	1,176	1,290	1,309	1,379	1,502	1,871	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,065	1,226	1,345	1,364	1,437	1,566	1,950
		大和高田計	103.1%	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
		桜井計	98.8%	1,010	1,162	1,275	1,294	1,363	1,484	1,849
		下市計	97.9%	1,001	1,152	1,263	1,282	1,351	1,471	1,832
		大和郡山計	99.5%	1,017	1,171	1,284	1,303	1,373	1,495	1,862

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (557紡織工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,950	○	1,950	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,065	○	1,065	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,930	○	1,930	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,549	○	1,549	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,054	○	1,054	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,849	○	1,849	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,484	○	1,484	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,010	○	1,010	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,832	○	1,832	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,471	○	1,471	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,001	○	1,001	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,862	○	1,862	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,495	○	1,495	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,017	○	1,017	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
558衣服・繊維製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 558衣服・繊維製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			935 (-)	1,076	1,180	1,198	1,261	1,374	1,712	
2	地域調整	奈良計	104.2%	975	1,122	1,230	1,249	1,314	1,432	1,784
		大和高田計	103.1%	964	1,110	1,217	1,236	1,301	1,417	1,766
		桜井計	98.8%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		下市計	97.9%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	99.5%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（558衣服・繊維製品製造工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,784	○	1,784	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,432	○	1,432	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	975	○	975	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,766	○	1,766	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,417	○	1,417	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	964	○	964	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
562パルプ・紙・紙製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 562パルプ・紙・紙製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,062 (-)	1,222	1,340	1,360	1,433	1,561	1,945	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,107	1,274	1,397	1,418	1,494	1,627	2,027
		大和高田計	103.1%	1,095	1,260	1,382	1,403	1,478	1,610	2,006
		桜井計	98.8%	1,050	1,208	1,324	1,344	1,416	1,543	1,922
		下市計	97.9%	1,040	1,197	1,312	1,332	1,403	1,529	1,905
		大和郡山計	99.5%	1,057	1,216	1,334	1,354	1,426	1,554	1,936

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (562パルプ・紙・紙製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,027	○	2,027	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,627	○	1,627	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,006	○	2,006	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,610	○	1,610	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,095	○	1,095	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,922	○	1,922	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,543	○	1,543	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,050	○	1,050	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,905	○	1,905	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,529	○	1,529	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,040	○	1,040	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,936	○	1,936	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,057	○	1,057	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 564ゴム製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,066 (-)	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,111	1,279	1,402	1,424	1,499	1,633	2,034
		大和高田計	103.1%	1,100	1,266	1,387	1,409	1,483	1,616	2,013
		桜井計	98.8%	1,054	1,213	1,329	1,350	1,421	1,549	1,929
		下市計	97.9%	1,044	1,202	1,317	1,338	1,408	1,535	1,912
		大和郡山計	99.5%	1,061	1,221	1,339	1,360	1,431	1,560	1,943

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (564ゴム製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,111	○	1,111	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,013	○	2,013	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,100	○	1,100	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,929	○	1,929	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,549	○	1,549	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,054	○	1,054	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,912	○	1,912	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,044	○	1,044	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,061	○	1,061	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
565プラスチック製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 565プラスチック製品製造工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,088 (-)	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,134	1,305	1,431	1,453	1,530	1,667	2,076
		大和高田計	103.1%	1,122	1,291	1,416	1,438	1,514	1,649	2,054
		桜井計	98.8%	1,075	1,237	1,357	1,378	1,451	1,580	1,969
		下市計	97.9%	1,066	1,226	1,345	1,365	1,438	1,566	1,951
		大和郡山計	99.5%	1,083	1,246	1,367	1,388	1,461	1,592	1,983

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (565プラスチック製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,076	○	2,076	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,667	○	1,667	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,134	○	1,134	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,649	○	1,649	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,122	○	1,122	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,969	○	1,969	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,075	○	1,075	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,951	○	1,951	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,066	○	1,066	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,592	○	1,592	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,083	○	1,083	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
569その他の製品製造等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 569その他の製品製造等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,087 (-)	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,133	1,304	1,430	1,451	1,528	1,666	2,074
		大和高田計	103.1%	1,121	1,290	1,415	1,436	1,512	1,648	2,052
		桜井計	98.8%	1,074	1,236	1,356	1,376	1,449	1,579	1,967
		下市計	97.9%	1,065	1,225	1,344	1,363	1,436	1,565	1,949
		大和郡山計	99.5%	1,082	1,245	1,366	1,386	1,459	1,591	1,981

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (569その他の製品製造等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,074	○	2,074	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,666	○	1,666	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,133	○	1,133	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,052	○	2,052	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,648	○	1,648	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,121	○	1,121	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,579	○	1,579	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,074	○	1,074	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,949	○	1,949	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,565	○	1,565	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,065	○	1,065	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,981	○	1,981	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,591	○	1,591	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,082	○	1,082	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
571一般機械器具組立工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 571一般機械器具組立工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,143 (-)	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,192	1,372	1,503	1,526	1,607	1,751	2,181
		大和高田計	103.1%	1,179	1,357	1,487	1,510	1,590	1,733	2,158
		桜井計	98.8%	1,130	1,301	1,425	1,447	1,524	1,660	2,068
		下市計	97.9%	1,119	1,289	1,412	1,434	1,510	1,645	2,050
		大和郡山計	99.5%	1,138	1,310	1,435	1,457	1,535	1,672	2,083

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (571一般機械器具組立工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,181	○	2,181	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,751	○	1,751	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,192	○	1,192	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,158	○	2,158	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,733	○	1,733	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,179	○	1,179	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,068	○	2,068	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,660	○	1,660	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,130	○	1,130	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,050	○	2,050	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,645	○	1,645	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,119	○	1,119	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,083	○	2,083	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,672	○	1,672	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,138	○	1,138	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
582束線工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 582束線工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			965 (-)	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,006	1,158	1,270	1,288	1,357	1,479	1,842
		大和高田計	103.1%	995	1,146	1,256	1,275	1,343	1,463	1,822
		桜井計	98.8%	954	1,098	1,204	1,222	1,287	1,402	1,746
		下市計	97.9%	945	1,088	1,193	1,211	1,275	1,390	1,730
		大和郡山計	99.5%	961	1,106	1,212	1,230	1,296	1,412	1,759

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (582束線工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,842	○	1,842	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,479	○	1,479	10年
	C	派遣先から指示された通り、束線作業ができる	1,006	○	1,006	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,822	○	1,822	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,463	○	1,463	10年
	C	派遣先から指示された通り、束線作業ができる	995	○	995	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,746	○	1,746	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,402	○	1,402	10年
	C	派遣先から指示された通り、束線作業ができる	954	○	954	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,730	○	1,730	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,390	○	1,390	10年
	C	派遣先から指示された通り、束線作業ができる	945	○	945	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,759	○	1,759	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,412	○	1,412	10年
	C	派遣先から指示された通り、束線作業ができる	961	○	961	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
611金属材料検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	別添2 に定める 611金属材料検査工	比較対象の職種		その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年			
				1,081 (-)	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,656	2,063	
		大和高田計	103.1%	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,041	
		桜井計	98.8%	1,069	1,230	1,348	1,369	1,441	1,570	1,956	
		下市計	97.9%	1,059	1,218	1,336	1,356	1,428	1,556	1,938	
		大和郡山計	99.5%	1,076	1,238	1,358	1,379	1,451	1,582	1,970	

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (611金属材料検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,063	○	2,063	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,127	○	1,127	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,639	○	1,639	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,115	○	1,115	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,956	○	1,956	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,570	○	1,570	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,069	○	1,069	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,938	○	1,938	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,556	○	1,556	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,059	○	1,059	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,970	○	1,970	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,582	○	1,582	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,076	○	1,076	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
622窯業製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 622窯業製品検査工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,141 (-)	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	
2	地域調整	京都	101.6%	1,160	1,335	1,464	1,486	1,564	1,704	2,123
		奈良計	104.2%	1,189	1,369	1,501	1,524	1,604	1,748	2,177
		大和高田計	103.1%	1,177	1,354	1,485	1,508	1,587	1,729	2,154
		桜井計	98.8%	1,128	1,298	1,423	1,445	1,521	1,657	2,064
		下市計	97.9%	1,118	1,286	1,410	1,432	1,507	1,642	2,046
		大和郡山計	99.5%	1,136	1,307	1,433	1,455	1,532	1,669	2,079

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (622窯業製品検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,123	○	2,123	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,704	○	1,704	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,160	○	1,160	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,177	○	2,177	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,748	○	1,748	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,189	○	1,189	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,154	○	2,154	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,729	○	1,729	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,177	○	1,177	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,064	○	2,064	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,657	○	1,657	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,128	○	1,128	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,642	○	1,642	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,118	○	1,118	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,079	○	2,079	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,669	○	1,669	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,136	○	1,136	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
623食料品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 623食料品検査工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,079 (-)	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976	
2	地域調整	京都	101.6%	1,097	1,262	1,384	1,405	1,480	1,612	2,008
		奈良計	104.2%	1,125	1,295	1,420	1,441	1,518	1,653	2,059
		大和高田計	103.1%	1,113	1,281	1,405	1,425	1,502	1,636	2,038
		桜井計	98.8%	1,067	1,228	1,346	1,366	1,439	1,567	1,953
		下市計	97.9%	1,057	1,216	1,334	1,353	1,426	1,553	1,935
		大和郡山計	99.5%	1,074	1,236	1,356	1,376	1,449	1,579	1,967

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (623食料品検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,008	○	2,008	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,097	○	1,097	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,059	○	2,059	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,653	○	1,653	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,125	○	1,125	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,038	○	2,038	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,113	○	1,113	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,067	○	1,067	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,935	○	1,935	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,553	○	1,553	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,057	○	1,057	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,579	○	1,579	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,074	○	1,074	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
625紡織・衣服製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 625紡織・衣服製品検査工等	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				953 (-)	1,097	1,203	1,221	1,286	1,401	1,745
2	地域調整	京都	101.6%	969	1,115	1,223	1,241	1,307	1,424	1,773
		大阪	108.4%	1,034	1,190	1,305	1,324	1,395	1,519	1,892
		奈良計	104.2%	994	1,144	1,254	1,273	1,341	1,460	1,819
		大和高田計	103.1%	983	1,132	1,241	1,259	1,326	1,445	1,800
		桜井計	98.8%	942	1,084	1,189	1,207	1,271	1,385	1,725
		下市計	97.9%	936	1,078	1,182	1,200	1,263	1,376	1,714
		大和郡山計	99.5%	949	1,092	1,197	1,215	1,280	1,394	1,737

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (625紡織・衣服製品検査工等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,773	○	1,773	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,424	○	1,424	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	969	○	969	0年
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,892	○	1,892	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,519	○	1,519	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	1,034	○	1,034	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,819	○	1,819	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,460	○	1,460	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	994	○	994	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,800	○	1,800	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,445	○	1,445	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	983	○	983	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,725	○	1,725	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,385	○	1,385	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	942	○	942	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,714	○	1,714	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,376	○	1,376	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,737	○	1,737	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,394	○	1,394	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り紡織・衣服製品製造・検査ができる	949	○	949	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
628ゴム製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 628ゴム製品検査工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,010 (-)	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849	
2	地域調整	京都	101.6%	1,027	1,182	1,296	1,315	1,384	1,509	1,879
		奈良計	104.2%	1,053	1,212	1,329	1,349	1,420	1,548	1,927
		大和高田計	103.1%	1,042	1,200	1,315	1,335	1,405	1,532	1,907
		桜井計	98.8%	998	1,150	1,260	1,279	1,346	1,468	1,827
		下市計	97.9%	989	1,139	1,249	1,267	1,334	1,454	1,811
		大和郡山計	99.5%	1,005	1,158	1,269	1,288	1,356	1,478	1,840

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (628ゴム製品検査工等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,879	○	1,879	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,509	○	1,509	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,027	○	1,027	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,927	○	1,927	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,548	○	1,548	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,053	○	1,053	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,907	○	1,907	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,532	○	1,532	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,042	○	1,042	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,827	○	1,827	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,468	○	1,468	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	998	○	998	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,811	○	1,811	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,454	○	1,454	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	989	○	989	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,840	○	1,840	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,478	○	1,478	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,005	○	1,005	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
635計量計測機器検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 635計量計測機器検査工等	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,083 (1,092)	1,247	1,367	1,387	1,461	1,592	1,983	
2	地域調整	京都	101.6%	1,101	1,267	1,389	1,410	1,485	1,618	2,015
		奈良計	104.2%	1,129	1,300	1,425	1,446	1,523	1,659	2,067
		大和高田計	103.1%	1,117	1,286	1,410	1,430	1,507	1,642	2,045
		桜井計	98.8%	1,071	1,233	1,351	1,371	1,444	1,573	1,960
		下市計	97.9%	1,061	1,221	1,339	1,358	1,431	1,559	1,942
		大和郡山計	99.5%	1,078	1,241	1,361	1,381	1,454	1,585	1,974

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (635計量計測機器検査工等)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,618	○	1,618	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,101	○	1,101	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,067	○	2,067	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,659	○	1,659	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,129	○	1,129	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,045	○	2,045	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,642	○	1,642	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,117	○	1,117	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,960	○	1,960	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,573	○	1,573	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,071	○	1,071	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,942	○	1,942	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,559	○	1,559	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,061	○	1,061	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	計量計測器の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,078	○	1,078	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
643製図工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 643製図工	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年 1,200 (-)	1年 1,381	2年 1,514	3年 1,537	5年 1,619	10年 1,764	20年 2,197	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,251	1,440	1,578	1,602	1,687	1,839	2,290
		大和高田計	103.1%	1,238	1,424	1,561	1,585	1,670	1,819	2,266
		桜井計	98.8%	1,186	1,365	1,496	1,519	1,600	1,743	2,171
		下市計	97.9%	1,175	1,352	1,483	1,505	1,586	1,727	2,151
		大和郡山計	99.5%	1,194	1,375	1,507	1,530	1,611	1,756	2,187

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (643製図工)

奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,290	○	2,290	20年
C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,251	○	1,251	0年	
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,266	○	2,266	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,819	○	1,819	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,238	○	1,238	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,171	○	2,171	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,743	○	1,743	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,186	○	1,186	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,151	○	2,151	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,727	○	1,727	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,175	○	1,175	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,187	○	2,187	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,756	○	1,756	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,194	○	1,194	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
684フォークリフト運転作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2に定める 684フォークリフト運転作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,158 (-)	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120	
2	地域調整	京都	101.6%	1,177	1,355	1,485	1,507	1,587	1,730	2,154
		奈良計	104.2%	1,207	1,389	1,523	1,546	1,628	1,774	2,210
		大和高田計	103.1%	1,194	1,375	1,507	1,529	1,611	1,755	2,186
		桜井計	98.8%	1,145	1,318	1,444	1,466	1,544	1,682	2,095
		下市計	97.9%	1,134	1,306	1,431	1,452	1,530	1,667	2,076
		大和郡山計	99.5%	1,153	1,327	1,454	1,476	1,555	1,694	2,110

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (684フォークリフト運転作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,154	○	2,154	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,730	○	1,730	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,177	○	1,177	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,210	○	2,210	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,774	○	1,774	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,207	○	1,207	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,186	○	2,186	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,755	○	1,755	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,194	○	1,194	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,682	○	1,682	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,145	○	1,145	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,076	○	2,076	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,667	○	1,667	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,134	○	1,134	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,110	○	2,110	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,694	○	1,694	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,153	○	1,153	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
756荷造作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 756荷造作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,082 (-)	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,128	1,298	1,423	1,445	1,522	1,658	2,065
		大和高田計	103.1%	1,116	1,284	1,408	1,429	1,506	1,641	2,043
		桜井計	98.8%	1,070	1,231	1,349	1,370	1,443	1,572	1,958
		下市計	97.9%	1,060	1,219	1,337	1,357	1,430	1,558	1,940
		大和郡山計	99.5%	1,077	1,239	1,359	1,380	1,453	1,584	1,972

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (756荷造作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,065	○	2,065	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,658	○	1,658	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,128	○	1,128	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,043	○	2,043	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,641	○	1,641	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,116	○	1,116	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,958	○	1,958	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,572	○	1,572	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,070	○	1,070	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,940	○	1,940	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,558	○	1,558	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,060	○	1,060	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,972	○	1,972	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,584	○	1,584	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,077	○	1,077	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
771製品包装作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 771製品包装作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,027 (-)	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,071	1,232	1,351	1,372	1,444	1,574	1,959
		大和高田計	103.1%	1,059	1,219	1,337	1,357	1,428	1,557	1,939
		桜井計	98.8%	1,015	1,168	1,281	1,301	1,369	1,492	1,858
		下市計	97.9%	1,006	1,158	1,269	1,289	1,356	1,479	1,841
		大和郡山計	99.5%	1,022	1,177	1,290	1,310	1,379	1,503	1,871

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (771製品包装作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,959	○	1,959	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,574	○	1,574	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,071	○	1,071	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,939	○	1,939	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,557	○	1,557	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,059	○	1,059	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,858	○	1,858	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,492	○	1,492	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,015	○	1,015	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,841	○	1,841	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,479	○	1,479	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,006	○	1,006	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,871	○	1,871	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,503	○	1,503	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,022	○	1,022	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
779その他の包装の職業

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 779その他の包装の職業	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,016 (-)	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,059	1,219	1,336	1,356	1,429	1,557	1,939
		大和高田計	103.1%	1,048	1,206	1,322	1,342	1,414	1,541	1,918
		桜井計	98.8%	1,004	1,155	1,267	1,286	1,355	1,477	1,838
		下市計	97.9%	995	1,145	1,256	1,274	1,343	1,463	1,821
		大和郡山計	99.5%	1,011	1,164	1,276	1,295	1,365	1,487	1,851

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (779その他の包装の職業)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,939	○	1,939	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,557	○	1,557	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,059	○	1,059	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,918	○	1,918	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,541	○	1,541	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,048	○	1,048	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,838	○	1,838	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,477	○	1,477	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,004	○	1,004	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,821	○	1,821	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,463	○	1,463	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	995	○	995	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,851	○	1,851	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,487	○	1,487	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,011	○	1,011	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
781選別作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 781選別作業員	その理由	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
			1,116 (-)	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	
2	地域調整	奈良計	104.2%	1,163	1,339	1,468	1,491	1,569	1,710	2,129
		大和高田計	103.1%	1,151	1,325	1,452	1,475	1,552	1,692	2,107
		桜井計	98.8%	1,103	1,270	1,392	1,413	1,487	1,622	2,019
		下市計	97.9%	1,093	1,259	1,379	1,400	1,474	1,607	2,001
		大和郡山計	99.5%	1,111	1,279	1,401	1,423	1,498	1,633	2,033

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (781選別作業員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,129	○	2,129	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,710	○	1,710	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,163	○	1,163	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,107	○	2,107	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,692	○	1,692	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,151	○	1,151	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,019	○	2,019	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,103	○	1,103	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,093	○	1,093	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,033	○	2,033	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる。尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,111	○	1,111	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1~3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別添3 地域指数

三重	99.1%
京都	101.6%
大阪	108.4%
2901 奈良計	104.2%
2902 大和高田計	103.1%
2903 桜井計	98.8%
2904 下市計	97.9%
2905 大和郡山計	99.5%

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (71.50%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高専短大卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (71.50%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(資料出所) 「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (71.50%)として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

別表4 対象従業員の退職手当の額

【大学卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	12.9	-
	会社都合退職	0.0	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	14.5	16.3

【高専・短大卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 37年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	0.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

【高校卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 39年未満	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	13.9	-
	会社都合退職	0.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	15.9	16.6

VII

別表3 (再掲)

【大学卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9	-
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5	16.3

【高専・短大卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.8	4.6	6.7	8.8	10.8	12.7	-
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.8	7.9	10.2	12.4	14.4	15.8

【高校卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.2	2.7	4.6	6.7	8.9	11.0	12.9	13.9	-
	会社都合退職	1.0	1.7	3.6	5.9	8.2	10.4	12.5	14.5	15.9	16.6

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。